

2025年4月1日

人権基本方針

当社は、当社の経営理念等に基づき、企業に求められる「人権尊重」の責任を果たします。
その責任を果たすため、具体的には、以下の事項について、積極的な取り組みを行ってゆきます。

【当社の人権尊重に向けた取り組み】

- (1) 国際規範や法令・ガイドライン、業界における基準等の遵守
- (2) 当社の全役員・全社員（正社員、契約社員、派遣社員を含む）に対する人権方針の適用
- (3) 取締役会及びコンプライアンス委員会等を中心とした人権に関するガバナンス
- (4) 人権デューデリジェンスの継続的な実施

特に、事業活動に関わる「人権課題」として、下記の課題について重点的に取り組んでゆきます。

① 差別の禁止

人種・民族・信条・宗教・性別・性自認・性的指向・国籍・年齢・出身・心身の障がい・病気など事由のいかんを問わず差別を禁止します。

② 非人道的な扱いの禁止

身体的・精神的な虐待、ハラスメント行為を含むあらゆる非人道的な扱いを禁止します。

③ 安全で衛生的かつ健康的な労働環境の提供

従業員に対して、安全で衛生的かつ健康的な労働環境を提供します。

④ 結社の自由及び団体交渉権の尊重

労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段としての従業員の団結権及び団体交渉権を尊重します。

⑤ 適切な労働時間、賃金の確保

従業員の労働時間を適切に管理し、少なくとも法定最低賃金を支払い、さらに生活賃金以上の支払いにも努めます。

⑥ 強制労働の禁止

すべての従業員をその自由意思において雇用し、従業員に強制的な労働を行わせません。

⑦ 児童労働の禁止 年少者の就労制限

最低就業年齢に満たない児童（満15歳に達した日以後最初の3月31日が終了するまでの者）を雇用せず、また年少者（満18歳未満）の発達を損なうような就労をさせません。

⑧ ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョン

多様な価値観や個性を持つ全ての個人が尊重され、公平に活躍できる社会の実現を目指します。

(5) 当社の事業活動に起因する人権の負の影響発生時における是正・救済措置

(6) ステークホルダーとの対話・協議

佐藤薬品工業株式会社

代表取締役社長 佐藤雅大